

生命保険を活用した相続対策の留意点 ～生命保険で納税資金全額確保～ その5

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第5回）は、相続税の納税資金を全額生命保険金で確保する方法について検証します。

相続対策には幾多の方法がありますが、相続税の納税資金の確保を最優先とし、その他の対策はリスクとコストの小さなものに限れば無理なく相続対策を実行することができます。なぜなら、相続税が課される大半の人の課税価格が2億円以下であるからです。その場合に生命保険金だけで相続税のすべてを賄うための保険金額は以下のようになります。

【設例】

1. 被相続人 父（令和6年4月死亡）
2. 相続人 母（母固有の財産はないものと仮定）・子
3. 相続財産 2億円（下記の生命保険金を除く）
4. 生命保険金（父が被保険者で保険料負担者）1,788万円（受取人：子）
5. 遺産分割 各相続人の課税価格が法定相続分どおりとなるように財産を分割する。
6. 相続税の計算（単位：万円）

	母と子の場合		【参考】母と子2人の場合	
	母	子	母	子2人
相続財産	10,394	9,606	10,000	10,000
生命保険金	—	1,788	—	1,350
非課税金額	—	△1,000	—	△1,500
課税価格（注）	10,394	10,394	10,000	10,000
相続税の総額	3,576		2,700	
各人の算出税額	1,788	1,788	1,350	1,350
配偶者の税額軽減	△1,788	—	△1,350	—
納付税額	0	1,788	0	1,350

（注）2億円+（1,788万円-1,000万円）
=20,788万円
母：20,788万円÷1/2=10,394万円
子：20,788万円÷1/2=10,394万円

以上の設例の場合、母と子の相続では、生命保険金1,788万円を子が受け取ると、その保険金で相続税を全額賄うことができます。しかし、母の相続についての対策は講じられていないので、同様に母に生命保険金で母の相続の際の相続税を全額賄うためには、1,698万円（※）保険金（子が2人の場合には、770万円）を確保しておけばよいことになります。（※）① 課税価格（10,394万円+1,698万円-500万円）=11,592万円

② 相続税の総額 {11,592万円-（3,000万円+600万円）}×30%-700万円=1,698万円

相続税の納税資金をすべて生命保険金だけで賄うことは理論的に可能ですが、相続対策を真剣に考え始めるのは70歳以上になってからの人が多いと思います。その場合、2,000万円を超える生命保険金を確保するためには、毎月又は毎年の保険料の額が高額になってしまうことから、実務上は相続税の課税価格が2億円以下の場合に限られることになると考えられます。しかし、令和3年の国税庁の統計資料によれば、相続税の課税価格が2億円（課税状況）の相続税の申告割合は86.4%（115,956件/134,275件）であることから、相続税の全額を賄うための生命保険金を確保するための保険料負担に耐えられる可能性が高く、生命保険の活用だけで大半の人の相続対策は完結させることができます。

【相続税の納税資金をすべて確保するための生命保険金額】（単位：万円）

生命保険 を除く 相続財産	配偶者がいる場合				配偶者がいない場合			
	その他の相続人				その他の相続人			
	子1人	子2人	子3人	子4人	子1人	子2人	子3人	子4人
10,000	385	315	262	224	1,528	770	629	490
15,000	920	747	664	587	4,433	2,200	1,440	1,240
20,000	1,788	1,350	1,217	1,124	8,100	4,342	2,871	2,150
25,000	2,824	2,087	1,799	1,687	12,500	7,533	5,014	3,542
30,000	4,074	3,148	2,634	2,350	17,500	10,866	7,300	5,685

（注）配偶者が2分の1の財産を相続するものとして計算しています。

（文責： 山本和義）